

Q 労働者代表の選出に管理監督者は参加できますか

A 三六協定の締結当事者となる過半数労働者の代表者というのは、

- ① 法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ② 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であることが必要です。

したがって、管理監督者が三六協定の締結当事者になるということとはできないと考えられます。

過半数労働者の代表者を選出する場合の過半数には、時間外労働の割増賃金などが支給されない管理監督者や、休職している者などが算入されるのかという問題がありますが、これらの労働者についても「労働者」からは除外されません。

通達では「労働基準法第 36 条第 1 項の協定は、当該事業場において法律上又は事実上の時間外労働又は休日労働の対象となる労働者の過半数の意思を問うためのものではなく、同法第 18 条、第 24 条、第 39 条及び第 90 条におけると同様当該事業場に使用されているすべての労働者の過半数の意思を問うためのもの」であると示されています(昭 46・1・18 45 基収第 6206 号、昭 63・3・14 基発第 150 号、平 11・3・31 基発第 168 号)。

したがって、管理監督者や休職者も過半数代表者の選出に関しては、投票などに参加することができることとなります。